

水稻の登熟不良等被害について

水稻は、出穂期以降に高温が続くと、外見では判別できない白未熟米が発生する可能性があります。また斑点米カメムシ類の吸汁による品質や等級の低下も外見での判別が困難です。水稻共済は収量補償のため品質方式以外では品質や等級の低下は補償対象になりませんが、組合管内の広範囲に白未熟米やカメムシ類の吸汁による品質低下等が大量に発生した場合は、共済減収量に加える「特例措置」を実施できる場合がありますので、玄米の状況をご確認いただき、収穫前に必ず最寄りの支所までご相談ください。

なお、「特例措置」については、国の審査・認定が必要なうえ、生育、被害状況によっては、「特例措置」が実施されない場合がありますので、被害申告されても、必ずしも補償されるものではありませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

東部支所

[TEL:0857-37-3301](tel:0857-37-3301)

または 0120-031870

中部支所

[TEL: 0858-37-5252](tel:0858-37-5252)

または 0120-031180

西部支所

[TEL:0859-22-1001](tel:0859-22-1001)

または 0120-031492